

虐待防止および身体拘束等の適正化のための指針

大萱教室・一里山教室・長岡天神教室 共通

令和8年4月1日 改定

1. 基本方針

医療法人杏華会「あおい湖のこどもサポートルーム」（大萱教室・一里山教室・長岡天神教室。以下「当事業所」という。）は、障害者虐待防止法および児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、いかなる虐待も禁止し、利用者の人権の擁護、安全の保持、虐待の防止に取り組む。また、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

本指針は、虐待に関する職員間の共通理解、虐待の未然防止、早期発見、適切な対応、および身体拘束等の適正化に向けた基本的事項を、3教室共通のものとして定める。

2. 委員会の設置および体制

当事業所では、虐待防止委員会および身体拘束等に関する適正化委員会を一体のものとして設置し、3教室合同で運営する。

（1）委員会の構成

- 委員長は、虐待防止責任者（身体拘束等適正化責任者を兼務）のうちから選任する。
- 委員は、各教室の管理者のほか、法人理事長および委員長が任命する職員とする。
- 必要に応じて第三者を委員とすることもある。

（2）虐待防止責任者

各教室に虐待防止責任者（身体拘束等適正化責任者を兼務）を置き、各教室の管理者がこれにあたる。

教室	虐待防止責任者（身体拘束等適正化責任者）	備考
大萱教室	高畑 静香（管理者）	
一里山教室	田代 憲二（管理者）	委員会委員長を兼務
長岡天神教室	西尾 昌代（管理者）	

3. 委員会の開催

- 定期開催**：年2回、職員研修と併せて開催する。
- 随時開催**：事業所内で協議すべき事柄が発生した場合は都度開催する。虐待事案（身体拘束等に関する事案を含む）が発生した場合には迅速に開催し、事案についての情報収集、検証、対応策について協議を行う。
- 委員会での検討結果は、議事録等により3教室の全職員に周知徹底する。

4. 委員会の役割

- 虐待を防止するための指針および対策を検討すること
- 虐待を防止するため、職員に対し定期的な情報の周知および心身の状態のチェックリストを実施すること

3. 虐待を防止するため、定期的に研修会を開催すること
4. 職員が虐待について報告および相談しやすい環境設定を行うこと
5. 職員のストレスが高まるような労働環境および条件になっていないかを点検し、必要に応じて理事長および管理者に伝えること
6. 虐待になりうるような支援が行われていないかを観察し、その危険性があることが確認された場合は直接当該の職員に改善を求めたり、理事長および管理者と共有したりすること
7. 虐待あるいは虐待と疑われる事案が発生した際、迅速かつ適切に行政へ連絡できるよう、適宜関与すること
8. 虐待が発生した場合、情報収集、原因究明、再発防止策の検討を行うこと
9. 委員会の議事録や研修会資料、事案にまつわる資料を管理し、必要に応じて職員が確認できるところに設置すること

また、定期的に職員にセルフチェックリストを実施し、虐待の早期発見および職員がその旨を意識できるよう取り組む。

5. 虐待の防止に向けた職員研修

- ・ 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等の防止に関する基礎的な内容等の適切な知識を普及および啓発し、虐待の防止を目指すものであり、**年2回**、身体拘束等の適正化に関する研修と一体的に実施する。
- ・ 研修内容：虐待に関する法律についての基礎知識／虐待の種類やリスク／早期発見の重要性および事案発生後の対応フローに関する基礎知識／ストレスマネジメント／身体拘束等に関する基礎知識および基本方針／身体拘束に頼らない直接支援の方策
- ・ 職員採用時には、その都度虐待防止・身体拘束等適正化の個人研修を行う。
- ・ 研修の内容は、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、書面またはデータにて保存する。

6. 身体拘束等の適正化

(1) 基本方針

- ・ 利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。
- ・ 研修を通じて切迫性、非代替性、一時性の3要件を意識づけ、職員全員が身体拘束等を行わずに直接支援を行う。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的であること

(3) やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

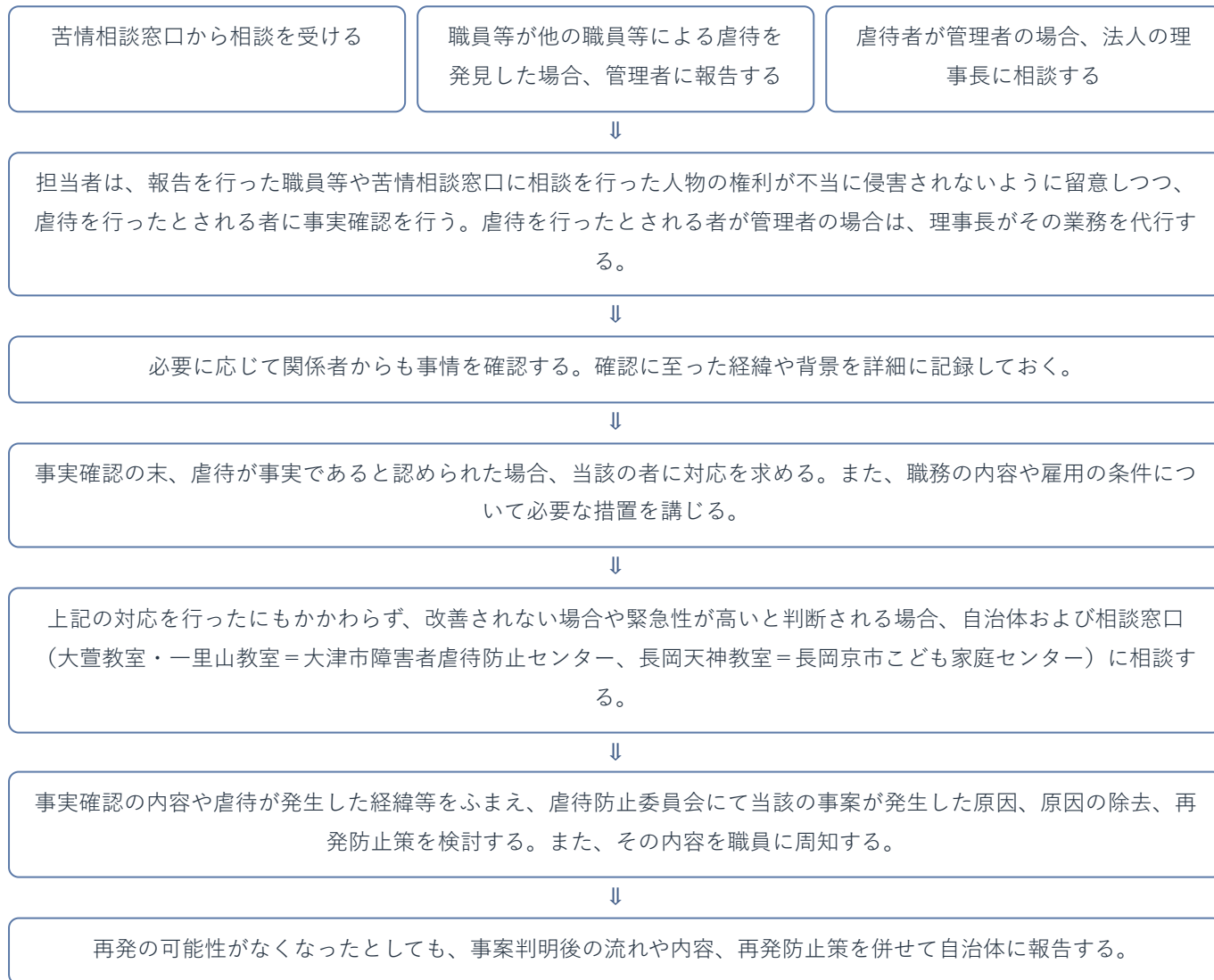
- ・ 個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定し、個別支援計画に身体拘束の態様および時間、緊急やむを得ない理由を記載する。
- ・ 利用者本人および保護者に十分に説明し、了解を得る。

- 実施した場合は、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。

7. 虐待等が発生した場合の対応

- 虐待等（身体拘束等に関する事案を含む）が発生した場合は、速やかに事業所のある自治体へ届け出る。また、原因究明や再発防止策の検討を行う。行政および法人内での調査の結果、当事業所に在籍する職員が虐待を行ったと判断されれば、厳正に処分する。
- 緊急性の高い事案が発生した場合、自治体および警察等の協力を仰ぎ、虐待を受けた者の心身の安全や権利を優先する。

対応の流れ



8. 虐待等に係る相談・苦情の受付

教室	苦情受付担当者	苦情解決責任者	電話番号
大萱教室	富岡 彩	高畑 静香	077-544-7707
一里山教室	柳原 福美	田代 憲二	077-526-5288
長岡天神教室	飯村 日菜	西尾 昌代	075-754-6363

- 受付・解決の手順は、各教室の「苦情解決の仕組みについて」に定めるところによる。
- 上記の対応で解決しない場合は、大萱教室・一里山教室にあっては大津市障害福祉課（077-528-2726）、長岡天神教室にあっては長岡京市健康福祉部障がい福祉課（075-955-9710）に指示を仰ぐ。

9. 相談・通報連絡先

【全教室共通】児童相談所虐待対応ダイヤル：189（いち・はや・く／24時間対応・通話料無料）

大萱教室・一里山教室（滋賀県大津市）

機関名	住所	電話番号
大津市子ども・子育て安心課	滋賀県大津市御陵町3-1	077-528-2688
大津・高島子ども家庭相談センター	滋賀県大津市におの浜4丁目-5	077-548-7768
滋賀県中央子ども家庭相談センター	滋賀県草津市笠山七丁目4番地45号	077-562-1121
大津市障害者虐待防止センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階	077-523-7559
虐待ホットライン（24時間対応）	—	077-562-8996

長岡天神教室（京都府長岡京市）

機関名	住所	電話番号
長岡京市教育支援センター	京都府長岡京市神足2丁目5-1	075-963-5516
長岡京市こども家庭センター家庭児童相談係	京都府長岡京市開田1丁目1-1 新庁舎3階	075-953-7710
京都府家庭支援総合センター	京都府京都市東山区清水4丁目185-1	075-531-9600
向日町警察署	京都府向日市上植野町上川原5-5	075-921-0110
24時間子ども虐待SOS	—	075-950-1569

10. 附則（沿革）

- 2024年10月1日 一里山教室「虐待防止委員会 運用指針」初版策定
- 2025年5月1日 大萱教室「虐待防止委員会 運用指針」初版策定
- 2026年1月1日 長岡天神教室「虐待防止委員会 運用指針」初版策定
- 令和8年4月1日（2026年4月1日）3教室共通の「虐待防止および身体拘束等の適正化のための指針」として統合改定